

各位

五条広域事務組合

(仮称) 五条広域事務組合斎場建設工事に関する質問(公告、技術提案)の回答について

みだしのことについては、以下のとおりです。

No.	該当項目	質問事項	回答
1	公告 P 3 2 入札参加資格 (1) イ (オ)	技術者の実績 配置予定の監理技術者について、過去15年に延べ面積2,000㎡以上の建築物の工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者である事とありますが、その事を証明する書類としてコリンズ登録の写しがあれば大丈夫でしょうか? 又、もしコリンズ登録されていない場合、上記の工事経験がある旨を事業主が証明した書面があれば大丈夫でしょうか?	お見込みのとおりです。 事後審査書類【別紙1に関する記載要領及び留意事項】を参照ください。
2	公告 P 1 1 入札に付する事項 (3) 工期	着工時期 工期につきまして、令和3年3月26日までとありますが、着工時期は、いつごろでしょうか?	工事の着工時期等については、建築図A-10を参照ください。
3	公告 P 1 0 1 4 支払条件	支払限度額及び出来高予定額 前金払 (1)アで、令和元年度の支払限度額は、142,956千円としますが、(2)イでは、令和元年度の出来高予定額に4/10を乗じて得た金額(158,840千円×0.4=63,536千円)となりますが、少ない金額が採用されるということで宜しいでしょうか? 又、その場合の支払日は、令和2年3月31日でしょうか?	(1)アの支払限度額と(2)イの前金払は異なります。支払限度額は、前金払を含めた各年度の限度額となります。 前金払の支払日は、前金払請求があった日以降となります。
4	公告 P 1 0 1 4 支払条件	中間前金払 (3)中間前払金で、令和2年度の中間前払金の支払限度額は、請負代金額に2/10を乗じて得た額から、令和元年度の支払限度額を控除した額で宜しいでしょうか? 又、その場合の支払日はいつになりますでしょうか?	令和2年度の中間前払金の支払限度額は、請負代金額に2/10の割合を乗じて得た額から、令和元年度の中間前払金の支払限度額を控除した額となります。 支払いは、中間前払金の請求があった日以降となります。
5	公告 P 1 0 1 4 支払条件	支払条件 残金(請負代金額ー前払金ー中間前払金)の支払日は、令和3年3月31日で宜しいでしょうか?	最終の支払日は、完了検査合格後、適法な請求書を受理した日から40日以内となります。
6	公告 P 1 4 P 1 5 (2)評価項目と評価基準 イ、ウ	企業評価対象工事・技術者評価対象工事の施工実績 企業評価対象工事、技術者評価対象工事の建築用途に火葬場、斎場、公会堂又は集会場(結婚式場・葬儀場)、公民館とありますが、学校は対象になりますでしょうか?	学校は対象になりません。